

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示する内容

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づき、中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正手続について、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

2 指示する理由

都費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置については、東京都において「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）」に必要な規定を設ける旨の改正議案を令和2年都議会第1回定例会に付議することとなっている。

都の改正条例の施行は令和2年4月1日を予定していることから、この規則の一部改正手続については、改正条例が都議会において議決・公布された後速やかに行う必要があるため、本件事務処理について、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する必要がある。

3 主な改正内容

都費負担教育職員の業務量の適切な管理等について規定

4 施行期日

令和2年4月1日

5 今後の予定

令和2年3月下旬 教育長の臨時代理による事務処理

令和2年4月3日 教育委員会定例会において教育長の臨時代理による事務処理について報告

中野区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 小学校及び中学校</p> <p>第3条～第21条 (略)</p> <p><u>(教育職員の業務量の適切な管理)</u></p> <p>第21条の2 <u>委員会は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号。以下「条例」という。)第4条の2の規定に基づき、教育職員が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(条例第12条及び条例第13条の規定による休日並びに条例第14条第1項の規定により指定された代休日以外の日(代休日が指定された勤務日を含む。)における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>1月について45時間</u></p> <p>(2) <u>1年について360時間</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると委員会が認める場合には、委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>1月について100時間未満</u></p> <p>(2) <u>1年について720時間</u></p> <p>(3) <u>1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間</u></p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 小学校及び中学校</p> <p>第3条～第21条 (略)</p>

(4) 1年のうち、1月において45時間を超える
月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

第3章 幼稚園

第22条・第23条 (略)

(準用規定)

第24条 第3条の3から第6条まで、第6条の5(第3項を除く。)、第11条の2から第11条の6まで、第13条、第14条、第16条、第17条及び第21条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育日数及び教育時数」と読み替えるものとする。

第4章 雑則 (略)

附 則 (略)

別表 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第3章 幼稚園

第22条・第23条 (略)

(準用規定)

第24条 第3条の3から第6条まで、第6条の5、第11条の2から第11条の6まで、第13条、第14条、第16条、第17条及び第21条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育日数及び教育時数」と読み替えるものとする。

第4章 雑則 (略)

附 則 (略)

別表 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)